

「新潟＝ソウル線」利用旅行商品造成支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 新潟空港整備推進協議会会長（以下、「会長」という。）は、新潟空港と仁川国際空港を接続する定期路線（以下、「ソウル線」という。）を利用する旅行の利用促進を図るため、旅行会社が当該路線を利用した団体旅行を実施する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の交付対象者（以下、「助成対象事業者」という。）は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき旅行業の登録を受けた国内の事業所（本社、地区営業本部、支社、支店、営業所）とする。

(助成対象)

第3条 助成金の対象となる旅行（以下、「助成対象事業」という。）は、ソウル線を利用した5名以上の団体旅行であって、次のいずれの条件も満たすものとする。

- (1) 旅行業法に基づく募集型企画旅行又は受注型企画旅行とし、航空券及び宿泊等を組み合わせ、いわゆるフリープランを含むものとする。
- (2) 申請日以降に旅行会社が募集又は受注する旅行であって、令和8年6月1日以降に実施され、かつ、令和9年2月28日までに完了するものであること。

(交付基準)

第4条 助成金の交付金額は、送客1人につき5,000円とする。ただし、特に会長が必要と認めた場合は別途定める額とする。

2 新潟空港を片道利用する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、交付金額は送客1人につき3,000円とする。

3 1助成対象事業者あたり、送客1,000人分の助成を上限とする。

(交付の条件)

第5条 この助成金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（第8条に定める軽微な変更を除く。）をする場合には、会長の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、会長の承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに会長に報告してその指示を受けること。
- (4) その他会長が必要と認める事項。

(交付申請書)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、事業を開始する日までに助成金交付申請書(別記第1号様式)を会長に提出しなければならない。

(変更の交付申請)

第7条 第5条の(1)の規定により会長の承認を受けようとする場合には、事業計画変更承認申請書(別記第2号様式)を、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の承認をするとき、必要に応じ交付決定を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更の範囲)

第8条 第5条の(1)に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 交付決定額の20%以内の減額となる変更の場合
- (2) 利用する航空機の運航日及び便名に変更がない場合

(事業の中止又は廃止の承認申請)

第9条 第5条の(2)の規定により会長の承認を受けようとする場合には、その理由を記載した事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)を、会長に提出しなければならない。

(事業が予定期間内に完了しない場合等の報告)

第10条 第5条の(3)の規定により会長の指示を求める場合には、事業が予定の期間内に完了しない理由又は事業の遂行が困難となった理由及び事業の遂行状況を記載した書類を会長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第11条 助成事業の完了の日から30日以内に、実績報告書兼助成金請求書(別記第4号様式)を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 会長は、前条に規定する実績報告書兼助成金請求書を受領した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、その旨を通知するものとする。

2 会長は、前項の額の確定を行ったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消)

第13条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成対象事業が中止されたとき

- (2) 期間内に事業を遂行する見込みがないとき
- (3) 事業実施にあたり新潟空港発着の定期路線を利用しなかったとき
- (4) 虚偽の申請及びその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき
- (5) 交付申請の内容と事業の実績が著しく異なるとき

(雑則)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。